

議案第45号関係資料

ごみ処理事業の取扱いについて

平成 16 年 2 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(39) ごみ処理事業

環境専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	一般廃棄物処理計画				B	
2	ごみ減量化の普及・啓発				B	
3	一般廃棄物処理業の許可				B	
4	ごみの収集方法・収集状況				B	
5	不法投棄防止				B	
6	産業廃棄物処理業および特別管理産業廃棄物処理業の許可		×	×	B	
7	一般廃棄物処理施設および産業廃棄物処理施設の設置許可等		×	×	B	
8	産業廃棄物の再生利用業者の指定等		×	×	B	
9	一般廃棄物の再生利用業者の指定等		×	×	B	
10	産業廃棄物および特別管理産業廃棄物排出事業者・排出事業者の指導、監督		×	×	B	
11	産業廃棄物排出事業者の減量化		×	×	B	
12	ごみ資源化(家電リサイクル法関連)				B	
13	ごみ資源化(啓発活動・排出抑制)				B	
14	家庭系廃棄物減量・再資源化事業		×	×	B	
15	事業系廃棄物減量・再資源化事業		×	×	B	
16	ごみ資源化(容器包装リサイクル法関連)				B	
17	指定ごみ袋承認		×	×	B	
18	古紙ステーション回収システム支援経費				B	
19						
20						

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(39) ごみ処理事業

環境専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 一般廃棄物処理計画	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、その具体策を定めた実施計画を策定し、告示する。</p> <p>秋田市一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画と生活排水処理の基本計画 計画期間 10年間(平成13年度から平成22年度) 秋田市分別収集計画 計画の期間 5年間(平成15年4月を始期とする5カ年) 秋田市一般廃棄物処理実施計画 計画処理区域から排出される一般廃棄物の年度毎の計画</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める実施計画を策定し、告示する。</p> <p>河辺町一般廃棄物処理計画 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・し尿・浄化槽汚泥についての年次計画 河辺町生活排水処理基本計画 生活雑排水、し尿、浄化槽汚泥の処理について平成20年度を目標に計画を策定。</p> <p>容器包装廃棄物に係わる分別収集計画</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示する。</p> <p>雄和町一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画とで構成。計画期間を平成11年度から平成20年度までの10年間とし、概ね5年ごとに見直す。</p> <p>雄和町一般廃棄物処理実施計画 一般廃棄物の処理についての年次計画</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
2 ごみ減量化の普及・啓発	<p>環境への負荷の低減や限りある資源の有効利用を図るため、分別収集やリサイクルによるごみの減量化について、啓発事業を実施する。 ごみ減量化啓発事業や環境基金(環境貯金箱)等により、市民・事業者に対し廃棄物の発生抑制に関する意識の啓発を行う。 ごみの減量や分別、出し方について周知・徹底する。</p>	<p>環境への負荷の低減や限りある資源の有効利用を図るため、分別収集やリサイクルによるごみの減量化について、啓発事業を実施する。 ごみ減量化啓発事業 町民、事業者に対し廃棄物の発生抑制に関する意識の啓発を行う。 ごみの減量や分別、出し方について周知・徹底する。</p>	<p>環境への負荷の低減や限りある資源の有効利用を図るため、分別収集やリサイクルによるごみの減量化について、啓発事業を実施する。 ごみ減量化啓発事業 町民、事業者に対し廃棄物の発生抑制に関する意識の啓発を行う。 ごみの減量や分別、出し方について周知・徹底する。</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
3 一般廃棄物処理業の許可	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第4項に定める許可を行う。 収集運搬許可業者数 27者</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第4項に定める許可を行う。 収集運搬許可業者数 1者</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第4項に定める許可を行う。 収集許可業者数 1者</p>	収集運搬許可業者への新市域での許可区域をどのように取り扱うか。	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、収集運搬業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとする。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
4 ごみの収集方法・収集状況	<p>【家庭ごみ】 週2回収集(ステーション方式) 【資源化物】(ステーション方式) 金属類 月1回収集 ペットボトル 月2回収集 空きびん、ガス・スプレー缶 月2回収集 空き缶、使用済み乾電池 月2回収集 古紙 月2回収集 【粗大ごみ】 週1回有料収集</p>	<p>【家庭ごみ】 週2回収集(ステーション方式) 【資源化物】(ステーション方式) 金属類 月2回収集 ペットボトル 月2回収集 空きびん、空き缶 月2回収集 ガス・スプレー缶、使用済み乾電池、古紙 月1回収集 【粗大ごみ】 年2回無料収集(ステーション方式)</p>	<p>【家庭ごみ】 週2回収集(ステーション方式) 【資源化物】(ステーション方式) 金属類 月1回収集 ペットボトル 月1回収集 空きびん、ガス・スプレー缶、空き缶、使用済み乾電池 月2回収集 古紙 月1回収集 古布 年3回収集 【粗大ごみ】 年2回無料収集(ステーション方式)</p>	2町の粗大ごみや古布の収集方法が秋田市と異なる。	平成17年度から秋田市の制度に統一する。
5 不法投棄防止	廃棄物の不法投棄を防止するため、不法投棄監視員の配置や監視パトロール、不法投棄物の撤去等を行う。	ごみの不法投棄の早期発見と未然防止のため、不法投棄監視員6名によるパトロールの実施や不法投棄者が不明な場合の廃棄物の撤去等を行う。	廃棄物の不法投棄を防止するため、町内に32名の不法投棄監視員を配置するほか、町職員による監視パトロールや不法投棄物の撤去等を行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。
6 産業廃棄物処理業および特別管理産業廃棄物処理業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、第4項、第14条の4第1項、第4項に定める許可を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
7 一般廃棄物処理施設および産業廃棄物処理施設の設置許可等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第15条第1項に定める許可を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
8 産業廃棄物の再生利用業者の指定等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項ただし書きに規定する再生利用業の指定について、円滑かつ適切な運用を図る。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
9 一般廃棄物の再生利用業者の指定等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項ただし書きに規定する再生利用業の指定について、円滑かつ適切な運用を図る。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
10 産業廃棄物および特別管理産業廃棄物排出事業者・処理業者の指導、監督	市内で、最終処分場または中間処理施設を設置し業を行っている者に対し、廃棄物処理及び清掃に関する法律第19条に基づく立入検査等を行い、産業廃棄物が適正に処理されるように指導・監督を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
11 産業廃棄物排出事業者の減量化	産業廃棄物排出事業者は、秋田市産業廃棄物排出事業者指導要綱第3条により産業廃棄物の抑制等について努めることとしている。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定により産業廃棄物の減量化・再利用の促進と適正処理の確保を図るため、多量排出事業者については、処理計画の提出と処理計画の実施状況の報告が義務付けられている。さらに、同条の規定による縦覧を行うことにより、産業廃棄物の減量についての啓発を図る。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
12 ごみ資源化(家電リサイクル法関連)	家電4品目の処理のしかたについては、市内全戸に配布している「暮らしの伝言板」に掲載し周知を図っている。 また、市民からの問い合わせについては回収業者や回収方法について指導を行っている。	家電4品目の処理のしかたについては、町内全戸に配布している「ごみの分別と出し方」に掲載し周知を図っている。 また、町民からの問い合わせについては回収業者や回収方法について指導を行っている。	家電4品目の処理のしかたについては、町内全戸に配布している「ごみの分別と出し方」に掲載し周知を図っている。 また、町民からの問い合わせについては回収業者や回収方法について指導を行っている。		合併時に秋田市の制度に統一する。
13 ごみ資源化(啓発活動・排出抑制)	ごみの減量・排出抑制および再資源化のため、事業系廃棄物減量・再資源化事業および家庭系廃棄物減量・再資源化事業を推進するとともに、事業啓発用パンフレットの配布を行う。 また、2年に1度、ごみ収集やリサイクルについて掲載した「暮らしの伝言板」を作成し、市内全戸に配布する。	ごみの減量・排出抑制および再資源化のため、循環型基本法およびリサイクル法に基づき、リサイクルを推進する。 町広報によりごみの分け方や出し方について、全世帯へ周知徹底を図る。 【配布方法】 年1回囃託員が配布する。	ごみの減量・排出抑制および再資源化のため、事業系廃棄物減量・再資源化事業、家庭系廃棄物減量・再資源化事業および生ごみリサイクル事業について町広報等で周知を図る。 毎年1回、ごみ収集やリサイクルについて掲載した「ごみの分別と出し方」のパンフレットを作成し、町民の理解と協力を図るため、町内全戸に配布する。		合併時に秋田市の制度に統一する。
14 家庭系廃棄物減量・再資源化事業	自主的な集団回収に対し奨励金を交付することで、ごみの減量や資源の有効利用、環境美化に対する市民の意識の高揚を図る。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
15 事業系廃棄物減量・再資源化事業	排出事業者への啓発・指導の実施や収集許可業者への奨励金交付、多量排出事業者対策等により、資源化物の回収システムの円滑化を図り、事業系一般廃棄物の減量・リサイクルに努める。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
16 ごみ資源化(容器包装リサイクル法関連)	容器包装の再資源化のため、他に再資源化が可能な廃棄物とともに、分別回収を促進する。 ごみの減量・資源の有効活用を図るため、各種市民団体が自主的に実施する集団回収について奨励金を交付する。 ごみ分別収集について掲載した「暮らしの伝言板」を市内全戸に配布するとともに、集団回収を実施している市民団体および集団回収業者に奨励金の案内を送付する。 ごみ収集について「家庭ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」に分別収集し、資源ごみについては再利用、再資源化を図る。	容器包装の市町村による分別収集や容器包装の製造、利用者による再資源化を促進する。 また、リサイクル可能容器の使用の促進や過剰な容器包装使用抑制に努める。 ごみ分別収集について掲載した「ごみの分別と出し方」を全戸に配布し、周知を図る。 ごみ収集について「家庭ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」に分別収集し、資源ごみについては再利用、再資源化を図る。	容器包装の再資源化のため、他に再資源化が可能な廃棄物とともに、分別回収を促進する。 ごみ分別収集について掲載した「ごみの分別と出し方」を全戸に配布し、周知を図る。 ごみ収集について「家庭ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」に分別収集し、資源ごみについては再利用、再資源化を図る。		合併時に秋田市の制度に統一する。
17 指定ごみ袋承認	指定ごみ袋の規格等について定め、一般家庭及び事業所がごみを排出する際に用いる袋として、その製造を承認する。 ・家庭ごみ用袋 ・資源化物用袋	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
18 古紙ステーション回収システム支援経費	資源化物として各家庭からごみ集積所に排出する古紙類(新聞紙・段ボール・牛乳パック・雑誌類)を回収することにより、再利用とごみの減量に資する事業者に対し助成金を交付し、事業の維持継続を図る。 1.回収数 月2回 2.回収体制 古紙回収協会 3.売却収入 協会の収入	資源化物として各家庭からごみ集積所に排出する古紙類を回収することにより、再利用とごみの減量に努める。 1.回収数 月1回 2.回収体制 民間委託 3.売却収入 委託業者の収入	資源化物として各家庭からごみ集積所に排出する古紙類を回収することにより、再利用とごみの減量に努める。 1.回収数 月1回 2.回収体制 保全公社委託 3.売却収入 町の歳入	回収方法が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。